

警報発令時における児童クラブの運営について

(1) 暴風警報発令時における児童クラブの運営

<学校平常日の場合>

ア 学校が休校の場合は、児童クラブも休所です。

イ 午前6時までに暴風警報が解除され、学校が平常どおりの授業を行う場合は児童クラブも開所します。

ウ 午前6時を過ぎても暴風警報が継続されており、学校が授業を行わない場合は児童クラブは休所します。

エ 学校が急遽児童の下校時間を早める等の措置をした場合、4時間目終了まで（給食前）に下校するときは、児童クラブは休所します。4時間目終了後（給食後）に下校するときは、午後2時30分までは学校で留め置き、以降は児童クラブで預かります。できるだけ早く迎えに来てください。この措置は、当日児童クラブを利用する予定の児童に対するものですので、児童クラブを欠席する予定の児童は、他の児童と一緒に下校を行います。

オ 児童クラブ開所後に暴風警報が発令された場合、以降の活動を中止します。できるだけ早く迎えに来てください。

<長期学校休業日・代休日・祝日の場合>

ア 午前6時30分までに暴風警報が解除されたときは、通常通り午前7時30分から開所します。

イ 午後1時までに暴風警報が解除された場合は、解除の1時間後から開所します。

ウ 午後1時を過ぎても暴風警報が継続されている場合は、児童クラブは休所します。

エ 児童クラブ開所後に暴風警報が発令された場合、以降の活動を中止します。できるだけ早く迎えに来てください。

(2) 特別警報発令時における児童クラブの運営

<学校平常日の場合>

ア 学校が休校の場合は、児童クラブも休所です。

イ 午前6時までに特別警報が解除され、学校が平常どおりの授業を行う場合は児童クラブも開所します。

ウ 午前6時を過ぎても特別警報が継続されており、学校が授業を行わない場合は児童クラブは休所します。

エ 学校が急遽児童の下校時間を早める等の措置をした場合、4時間目終了まで（給食前）に下校するときは、児童クラブは休所します。4時間目終了後（給食後）に下校するときは、午後2時30分までは学校で留め置き、以降は児童クラブで預かります。できるだけ早く迎えに来て

てください。この措置は、当日児童クラブを利用する予定の児童に対するものですので、児童クラブを欠席する予定の児童は、他の児童と一緒に下校を行います。

オ 児童クラブ開所後に特別警報が発令された場合、即刻クラブを中止し、災害の状況及び気象の状況等に応じて、原則、保護者への引渡し（保護者の安全が確保できると判断されたら、児童クラブまで迎えにきてください。それまではクラブで児童は待機させます。）を実施します。

<長期学校休業日・代休日・祝日の場合>

ア 午前6時30分までに特別警報が解除されたときは、通常通り午前7時30分から開所します。

イ 午後1時までに特別警報が解除された場合は、解除の1時間後から開所します。

ウ 午後1時を過ぎても特別警報が継続されている場合は、児童クラブは休所します。

エ 児童クラブ開所後に特別警報が発令された場合、即刻クラブを中止し、災害の状況及び気象の状況等に応じて、原則、保護者への引渡し（保護者の安全が確保できると判断されたら、児童クラブまで迎えにきてください。それまではクラブで児童は待機させます。）を実施します。

